

原子力公害——放射能汚染

立教大学原子力
研究所助教授
服部
はつとり・まなぶ
学

シナリオ

第1部③広がる公害現象

世界的にも、そしてまた日本の国内でも、原子力の開発・利用は次第にその規模が大きくなっている。たとえば原子力発電を例にとってみても、日本でも昭和五〇年末には電気出力で八〇〇万キロワット、昭和六〇年には約四、〇〇〇万キロワットにのぼる原子力発電所を建設する計画が進んでいる。

原子力発電ばかりでなく、海水淡水化・製鉄熱源・原子力船・原子炉開発・核燃料製造・燃料再処理、さらに放射性アソシートープの産業利用まで含めると、原子力関連産業は急速に拡大している。それにともなって、どうしても原子力公害という新しい公害が起こってくることが予想される。特にその開発が急速であり、しかも何とかしてコストを下げようとしている段階では、公害の生ずる可能性が多くなっていることに注意しなければならない。

一 原子力公害

米国のシーポーク原子力委員長は、昨年秋「もし電力が不足して節電が必要になり、何分どころか、何時間もあるいは何日間も暗闇の不便をしのばなければならぬ事態となつたとき、国民はなんといふだろうか。これに比べてみれば、環境に対する公害などは大して問題ではない」という発言をしている。このような態度で原子力開発を進める限り、原子力公害の起ることは明らかである。

明治以来の急速な産業発展とともに、各種の産業公害が起り、そのほとんどが住民の立場では解決されていない。という悪い例のつまみ重なっている日本の場合、原子力産業だけが例外になるとしても考えにくい。そしてまた原子力公害は、後に述べるように、他の産業公害も放射線を出し続ける。この死の灰は、核爆発のさいに空から降ってくるものとまったく同じものである。原子炉の場合にはこれが燃料の中に閉じこめられていて、強烈な放射能を持つており、あとあとでも放射線を出し続ける。この死の灰は、ワットの原子炉を一日運転すると、一キログラムのウランを消費し、その分だけ放射性の死の灰を生ずる。広島に落とした原子弹のまきちらした死の灰の量が約一キログラムである。電気出力三〇万キロワット程度の発電用原子炉の熱出力がだいたい一〇〇万キロワット程度であるから、原子力発電所の原子炉内には、毎日この程度の死の灰がたまっていくこ

性が大きい。

二 放射能汚染

原子力公害で主として考えるべきことは、放射能汚染の問題であろう。現在行なわれている原子力利用、特に核分裂反応を利用する原子炉の場合には、この放射能の問題をさけて通ることはできない。原子炉を運転すれば、運転時に強い放射線を出すばかりでなく、燃料が核分裂反応を行なった結果生ずるいわゆる「死の灰」と呼ばれるものは、きわめて強烈な放射能を持つておらず、あとあとでも放射線を出し続ける。この死の灰は、核爆発のさいに空から降ってくるものとまったく同じものである。原子炉の場合にはこれが燃料の中に閉じこめられていて、強烈な放射能を持つておらず、あとあとでも放射線を出し続ける。この死の灰は、ワットの原子炉を一日運転すると、一キログラムのウランを消費し、その分だけ放射性の死の灰を生ずる。広島に落とした原子弹のまきちらした死の灰の量が約一キログラムである。電気出力三〇万キロワット程度の発電用原子炉の熱出力がだいたい一〇〇万キロワット程度であるから、原子力発電所の原子炉内には、毎日この程度の死の灰がたまっていくこ

が、生ずる結果は非常に大きく広範囲なものになる可能性がある。次に事故が起らなくとも日常運転にともなって排出される放射能の問題がある。これは微量のものの長期間にわたる蓄積が問題となってくる。一般的な意味での公害という概念にあてはまるものであろう。最後に最終的に生じた放射性廃棄物の処理の問題がある。特に海洋投棄については問題が大きい。これらのそれぞれについて少し考えてみたい。

原子炉の事故 熱出力一〇〇万キロワットの原子炉を一日運転すると、一キログラムのウランを消費し、その分だけ放射性の死の灰を生ずる。広島に落とした原子弹のまきちらした死の灰の量が約一キログラムである。電気出力三〇万キロワット程度の発電用原子炉の熱出力がだいたい一〇〇万キロワット程度であるから、原子力発電所の原子炉内には、毎日この程度の死の灰がたまっていくこ

となる。
だから万一原子炉に事故が生じて、た
まっていた死の灰の一部でも外に洩れ出
すということになれば、その影響は重大

である。初めて原子炉がつくられてから
二七年ほどになるが、この間に世界中に
つくられた約一千基の原子炉の中で、既
に十指にあまる原子炉が外部に放射能を
まきちらす事故を起こしている。大量の
放射線をあびて死亡した人もある。

特に有名なのは、一九五七年一〇月、
英國のウインズケルにあったブルトニ
ウム生産用の原子炉が、大量の死の灰を
周辺地域にまきちらした事故である。事
故後しばらくの間は、二〇〇平方マイル
にわたって牛乳の出荷が停止されてい
る。この時の死の灰の放射能の一部は、
海を渡ってヨーロッパ大陸でも検出され
ている。

こうした大事故でなくとも、小さな事
故まで含めて原子炉事故の統計をとつ
みると、原子炉の数がふえるにつれて事
故の件数が明らかに増加してきている。
今後も原子炉の数がふえればふえるほ
ど、事故の生ずる件数もふえてくるもの
と考へておかなければならぬ。また原
子炉の出力が次第に増加してきているの
で、もし事故が起こった場合にはその影
響は大きなものとなる可能性がある。

また原子炉以外の原子力施設でも、事
故が起こればその扱う放射性物質の規模

に応じて放射能汚染をひきおこすことと
なる。

日常運転とともになう放射能汚染　万
一の事故が起こらなくとも、原子力施設
の日常運転とともになつて、各種の放射性
廃棄物の放出の問題が起こつてくる。公
害という意味では今後これが一番問題と
なるであろう。

原子炉を運転する場合、気体・液体・
固体など各種の放射性廃棄物をまったく
ゼロにすることはできない。この場合の
放射性廃棄物は、先に述べた死の灰とは
種類がちがうし、放射能の強さもごく僅
かなものである。しかし長期にわたる蓄
積が問題となってくる。原子炉ばかりで
なく、核燃料工場・再処理工場、あるいは
大量の放射性物質を使用したりするよ
うな施設でも問題は起こつてくる。

もちろん原子力施設から放射性廃棄物
を外部に放出する場合には、法律にと
づいてきびしい規制が行なわれている。
しかし法律で基準をきめておけば公害は
起こらないというものではない。

特に放射性廃棄物の放出で問題となる
のは、これが水産物によって濃縮される
可能性のある点である。魚や貝や海草と
いった水産物は、水の中にとけている僅
かの物質をとつて自分の体をつくってい
く。したがつてその生長にとつて必要な
物質は、水の中での濃度が薄くとも、こ

れらの水産物の体の中ではずっと濃いも
のとなる可能性がある。放射性物質の場
合でもまったく同じことである。放射性
廃棄物の水中での濃度が薄くとも、それ
が水産物の生長にとって必要な場合に
は、水産物の体内で濃縮される可能性が
ある。

もちろん放射性廃棄物が水産物によ
て濃縮される割合は、放射性物質の種類
と水産物の種類の組合せによって著しく
異なつてくる。

ほとんど濃縮されないものもあれば、
何千倍、何万倍と濃縮されるものもある。
ところがこの濃縮係数の値が、現在の段
階ではまだ必ずしも十分には知られて
ない。また水からプランクトンに、プラン
クトンから小魚に、小魚から大魚にと
いたチエーンは、場合によつて異なる
てくる。しかし悪いことに、原子炉の燃

料内に生ずる死の灰の一部や、一次冷却
水中に含まれる可能性のある放射性廃棄
物の中には、水産物によつて非常に濃縮
されやすいものがある。

日本人は動物性蛋白質の補給源のかな
りの部分を水産物に依存しており、この
放射性廃棄物の水産物による濃縮の問題
については、欧米諸国などの場合よりも
ずっと慎重に考えなければならない。

日本人は動物性蛋白質の補給源のかな
りの部分を水産物に依存しており、この
放射性廃棄物の水産物による濃縮の問題
については、欧米諸国などの場合よりも
ずっと慎重に考えなければならない。

原子力潜水艦の場合　放射性廃棄物

合には、今のところそれほどはつきりし
た例はまだあらわれていない。しかしこ
のことが近い将来に必ず問題となつてく
るであろうということを示唆する事件は
既に起こつている。それは原子力潜水艦
の一次冷却水排出によつて生じた海水お
よび水産物の放射能汚染である。

原子力潜水艦といふのは、その名の示
す通り、原子力を動力として走る潜水艦
であり、熱出力五万乃至一〇万キロワット
の動力用原子炉をエンジンとして利用
している。つまり小型の原子力発電所を
つみこんで走っていると思えばよい。一
九六八年五月、佐世保港に入港した米原
子力潜水艦ソードフィッシュ号は、港内
でいわゆる異常放射能事件を起こして問
題となつたが、これは原子炉の一次冷却
水を放出したものと推定されている。

佐世保港の場合には、放射能の量はご
く僅かであったので、土砂や水産物にま
で蓄積するにはいたらなかつたが、原子
力潜水艦が百数十回も入港したといわれ
る沖縄の那覇港では、海底の泥にコバル
ト60という放射性物質がかなり蓄積して
いることが検出された。さらに那覇港の
場合には、湾内でとれたテラピアといふ
魚からもコバルト60が検出された。魚の
体内にコバルト60が蓄積したのは非常に
珍しいことである。しかもこのテラピア
は海水にも淡水にも棲んでいるが、那覇
港に流れこむ川の上流でとれたテラピア

からはコバルト60は検出されなかつた。これはどうしても原子炉の一次冷却水放出によるものとしか考えられない。

原子力潜水艦は軍艦であって、安全性よりは軍事上の性能が優先して考えられるため、放射性廃棄物の放出についてもかなり乱暴なことが行なわれているのであるが、平和利用の原子力船や原子力発電所の場合でも、同じようなことが起りうるものと考えておかなければならないであろう。

核燃料再処理工場 特に核燃料再処理工場では、大量の放射性廃棄物を生ずる。再処理工場というのは、原子炉で使った使用済み燃料中にたまつた放射性の死の灰を処理する工場であり、いわば原子力のし尿処理工場ということができる。原子炉の中では大量の死の灰は燃料内に閉じこめられているが、再処理工場ではこれを全部化学処理するわけである。原子炉の場合とは比較にならないほど大量的放射性廃棄物を放出しなければならないことになる。原子力発電所などよりもはるかに公害を生ずる可能性が大いに大きい。

現在日本では、茨城県東海村に動力炉核燃料開発事業団が、第一号の核燃料再処理工場の建設を始めているが、この工場の処理能力は、東海村の第一号原子力発電所から出る使用済み燃料のせいぜい二倍程度である。今後国内での原子力発電計画がかなりの規模で増加していくとなると、当然再処理工場の処理能力が問題となってくる。これを一ヵ所に集中するか、あるいは地域的に分散するかといふことは、放射能の強い使用済み燃料の国内輸送の問題とも関連して、重要な問題となってくるであろう。

そしていずれにしても、大量の放射性廃棄物の問題が深刻な問題となることが予想される。どこの地方自治体でも、し尿処理工場やごみ焼き場の設置は難しい問題であるが、放射能のし尿処理ということになると、問題はさらに面倒になると。

放射性物質が放射線を出し続ける能力、つまり放射能は、温度や圧力や化学変化といったどんな処理方法によつてあっても、その性質を変えることができない。ただ放射性物質の種類によつて半減期といふ寿命がきまつており、それによつて放射能の強さが次第に減衰していく。放射性物質の半減期には、何千分の一秒といつた短いものから、何千年、何万年と長いものもある。

原子炉でつくられる死の灰の中には約二〇〇種類ほどの放射性物質が含まれている。その大部分は半減期の短いものが多いため、公害として問題となるのは、半減期の長いものである。たとえばストローナチウム⁹⁰とか、セシウム¹³⁷といった放射性物質は半減期が約三〇年という長いものであり、かつて核爆発実験競争が行なわれていた時期には、全世界的にこの地表への蓄積が大きな問題となつたし、この問題は現在も続いている。

現在の段階では、大量の放射性物質は貯蔵しておいて寿命の短いものの減衰を待ち、最終的にはこれを密閉して土中に埋めるか、あるいは海底に沈めるという方法がとられている。たとえば日本の場合でも、放射線障害防止法によつて、どうしても放射性廃棄物を海洋投棄しなければならない場合には、厳重に密封して、〇〇〇メートル以上の海底に捨てなければならないことになつてゐる。

三 放射線障害の特徴

放射線が人体におよぼす影響について、は、現在私たちの持っている知識はまだまだ不完全なものであるが、とにかくいろいろの悪い影響があらわれてくることだけはたしかである。そしてその特質からいって、放射能公害は、他の種の産業公害に比べて複雑な性格を持っている。その第一は、先にも述べたように、放射能といふものは、半減期による自然減衰を待つ以外には、これを弱くしたりなくしたりする技術的の方法がまったくないという点である。

しかし何分にも大量の放射性廃棄物のことであり、容器の破損や腐食といったことも考えておかなければならぬ。かつて国際原子力機関（I A E A）が、放射性廃棄物の海洋投棄に関する国際条約を作つくりようとしたことがある。これはソ連の反対で条約化されなかつたが、その反対理由というのだが、深海の海水の移動や生物についての知識がきわめて不十分な現段階では、いっさいの放射性廃棄物の海洋投棄を禁止すべきであるといふ点にあつたことは注目に値する。

シユリスト

第1部③広がる公害現象

を長期にわたってあびたときとでは、生ずる影響が異なってくる。特に後者の慢性放射線障害は、放射線以外の原因で起きたものと区別のつけにくいことが多い。たとえば、白血病は放射線障害として起こりやすいものの一つであるが、放射線が原因で生じた白血病ばかりでなく、放射線以外の原因で生ずる白血病もありうる。そして白血病という症状を診断しただけでは、それが放射線によるものか、あるいはそれ以外の原因によるものであるかの区別をつけることはできない。

また放射線障害は、確率的な現象としてあらわれてくるものであり、同じ線量をあびたすべての人に同じ障害が生ずるというのではない。放射線の量が多くなれば、放射線障害の発生する率が多くなるということである。逆にいえば、放射線の量が少なくとも、それなりの影響があらわれてくるということである。

さらに、放射線障害は原因と結果が時間的にも場所的にも非常に離れたところで起ころう。広島や長崎で原爆の放射線をあびた人が、その時は何ともなくとも、後になって障害があらわれてくるといふ例が、被爆後二五年たった現在も続いている。しかも、放射線の人体におぼす影響は、その人の一代かぎりについてあらわれるものばかりでなく、遺伝的影響まで考えなければならない。特に人

類に対する放射線の遺伝的影響については、私たちの現在持っている知識はきわめて不十分なものでしかない。

こういった放射線障害の特質から、放射能公害は、原因と結果との因果関係を、個々の場合についてはつきりと証明することが非常に困難であるという性格を持っている。これは公害を受ける住民の立場からいうならば、非常に不利な条件である。

四 放射能公害の補償問題

放射能公害については、原因と結果の因果関係の立証が困難であるということから、補償という問題はまた非常に面倒である。日本での各種産業公害のこれまでの例をみると、原因がかなりはつきりしている場合でも、設置者の側はなかなかこれを認めようとしないのが通例である。まして原因と結果の関係が立証しづらいということになれば、設置者の側はますますこれを認めようとしないであろ。

日本の法律体系の中でも、原子力災害補償法は、いくつかの新しい問題を含んでおり、それについてはここではふれることとする。

五 放射能以外の原子力公害

放射能には関係ないが、原子力発電所の場合には、温排水による公害の問題がある。火力発電所でも原子力発電所

は、私たちの現在持っている知識はきわめて不十分なものでしかない。放射能公害は、原因と結果との因果関係を、個々の場合についてはつきりと証明することが非常に困難である。これは公害を受ける住民の立場からいうならば、非常に不利な条件である。

もう一つの問題は、原子力公害が非常に規模の大きい範囲で起こる可能性のあることである。たとえば大出力の原子炉に事故が起こってしまった場合とか、長期にわたって非常に広い範囲に放射性物質をまきちらしてしまったことがわかったような場合、損害の額が天井知らずの大きなものになってしまふ可能性もないわけではない。

たとえば一九七〇年三月、米国司法省

は、フロリダ電力電燈会社を相手取り、

火力および原子力発電所からの温排水の放流によって、ビスケーン湾の自然を壊したり、また今後壊する恐れがあると告発している。告発の理由は、二つの発電所が放流する温排水が同湾の生物を急速に死滅させ、計画されている原子力発電所が建設されれば、その被害はさらに大きいものになる点をあげている。

日本では特に沿岸水産業者や漁民にとって、この問題は死活問題となる可能性も含んでいる。

日本でも数年前、S金属の核燃料工場で、ウランを扱う仕事をしていた若い労働者が、白血病で死亡した事件があった。会社側は、放射線が原因であることが証明できないといって、労働災害であることとなかなか認めようとした。しかし逆にいえば、放射線が原因で

空気や水に捨てなければならない。

原子力発電所の場合には、発電コストを下げるために、発電炉の出力を大きくしようとする傾向があらわれてきていてある。原爆の被爆者についても同じような問題がある。とにかく証明しにくいうことが、補償問題を非常に困らしている。

もう一つの問題は、原子力災害が重大な公害をひき起こす可能性が生じてきた。特

に沿岸の水産物に影響をおよぼすこと

つてきている。そこで温排水が重大な公害をひき起こす可能性が生じてきた。特

に沿岸の水産物に影響をおよぼすこと

を考えなければならない。

たとえば一九七〇年三月、米国司法省

は、フロリダ電力電燈会社を相手取り、

火力および原子力発電所からの温排水の放流によって、ビスケーン湾の自然を壊したり、また今後壊する恐れがあると告発している。告発の理由は、二つの発電所が放流する温排水が同湾の生物を急速に死滅させ、計画されている原子力発電所が建設されれば、その被害はさら

に大きいものになる点をあげている。

日本では特に沿岸水産業者や漁民にとって、この問題は死活問題となる可能

性もある。